

要通訳事件

裁判官認印



勾留質問調書

被疑者 トニー ボロン

被疑者に対する出入国管理及び難民認定法違反被疑事件について、令和●年●月●日松戸簡易裁判所において、

裁判官 永田次郎は、
裁判所書記官 霞が関百合子を

立ち会わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居、国籍及び職業について述べてください。

答 勾留請求書記載のとおり

国籍はペルー共和国です。

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何を述べることはないですか。

答 【例1】事実は、そのとおり間違いありません。

【例2】事実は、検察庁で申し述べたとおりです。

ゴム印あり

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、千葉県弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知は、【例】必要ありません。

ゴム印あり

領事館通報（要・不要）

領事館通報希望の有無を確認した場合には、ゴム印を押し、該当する方を○で囲む。

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

TONY BORON

指印

この手続きは、通訳人 タバサ ルイス を介して行った。

通訳人名は、被疑者の署名指印後に記載する。

前同日同序

裁判所書記官 霞が関百合子

印

即日勾留通知手続（□電話 □郵便 □不能）

同日同序 裁判所書記官 X

勾留通知不要の場合は、「裁判所書記官」の後ろにXを記入する（認印不要）。